別添 5

う蝕に係る疾病リスク低減表示について

う蝕に係る疾病リスク低減表示については、プラーク pH の低下及びそれによる歯の脱灰が直接の原因となり連続性を持ってう蝕に至るというう蝕の特殊性を踏まえ、以下に示す考え方により申請を行うものとする。申請手続や申請における留意事項等については、別添1及び別添2に従うこと。なお、本文書で用いられる略語は別添1及び別添2によることとする。

- ・保健の用途の表示及び摂取をする上での注意事項については、別表 に掲げる内容を基本として、申請食品の関与成分、摂取対象者、有 効性等に応じたものとすること。
- ・関与成分については、プラーク pH の低下を抑制する成分、歯の耐酸性を向上する成分又は再石灰化を促す成分であること。
- ・申請食品は、発酵性糖質を含まず、主に間食として利用される食品 であること。
- ・関与成分の疾病リスク低減効果が医学的・栄養学的に確立されたものを証する資料として、プラーク pH の変化、脱灰及び再石灰化の程度等を評価指標とし、食品又は関与成分の摂取により脱灰が抑制されることを明らかにした資料を利用できること。

別表

保健の用途の表示

間食として糖分やでんぷんの多歯でんぷんのもは、むなと、ないのもがない。[また、乳ははなると、乳ははなると、乳はなるとなるといる。] **1 この食品は、を含さいるの食品に含まれる○△△のよっため、≫*3 [おらずいとなるとめ、≫*3 [おらずいとなるとめ、≫*3 [おらずいとなるとが、できない。**1 むし歯のリスクを減らす。

摂取をする上での注意事項

本品を過剰に摂取してもむし歯になるリスクがなくなるわけではなく、また本品は歯みがきかん。むし歯を防いで、健康な歯を維持するためには、規則正しい習慣を持ていた上で、定期的な歯科健診が大切です。

- ※1 []内は、未成年を対象とした食品に表示する。
- ※2 ○○は、関与成分の名称を表示する。
- ※3 ≪≫内は、プラーク pH の変化、脱灰及び再石灰化の程度等を評価指標とした場合に、当該評価指標の変動に関する説明を表示する。